

自然災害発生時における業務継続計画 (BCP)

法人名	株式会社 オキカ
法人代表	長岡 誠仁
事業所名	訪問看護ステーションはぴけあ鎌倉
管理者名	川端 可奈子
住所	神奈川県鎌倉市岡本 2-19-15
電話	0467-33-5931

令和 5 年 8 月 14 日作成
令和 5 年 10 月 23 日改正

1. 総論

1) 基本方針

自社の被害を最小限に止めることが職員とその家族・担当する利用者の安全、及び地域の医療・福祉の保全につながると考える。
災害時には、事業所職員とその家族の命と安全を第一に守る。
担当している利用者の安否情報、安全確保に尽力し、早期の事業復旧・継続を目指す。
地域の医療・福祉サービスのひとつとして、災害の状況及びケア対象の被害状況に応じて事業運営を継続する。

2) 推進体制

事業継続の推進組織は、法人の設置した「災害対策チーム」とし、メンバーは以下のとおりとする。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
責任者		川端 可奈子	
リーダー		田中 裕佳	
労務		長岡 誠仁	
取りまとめ		中井川 晃	
設備 インフラ		勝原 奈津江	

3) リスクの把握

(1) ハザードマップや地域防災計画の確認

ハザードマップは別添の各自治体ハザードマップを参照。

※鎌倉市

栄区

藤沢市

※年に1度各自治体のハザードマップを確認し更新があれば取り寄せる。

(2) 被災想定

鎌倉市の被害想定。

災害種類は、地震による倒壊・津波・大規模火災の怖れ、風水害による土砂災害・柏尾川の氾濫や決壊の怖れが高い。

交通被害

道路: 道路は、土砂災害や緊急車両による通行止め、建物の倒壊のため自転車や歩行での移動も困難になる怖れあり、影響あり。

ライフライン(上水道・電気・ガス・通信電波)の影響

ライフラインに被害があった場合は影響あり。

自事業所で想定される影響

	状況	影響のある事項
電力	停電	電気機器の使用停止 PC 等の充電不能 固定電話が使用不可
水道	不通	飲料水の使用不可 生活用水(トイレ等)の使用不可
通信電波	不通	インターネットの使用不可、電話の使用不可
駐車場	浸水	訪問車の使用不可

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
電力	復旧を待つ		復旧を待つ						
飲料水	備蓄(ペットボトルのミネラルウォーター)を使う		再調達						
生活用水	備蓄(ペットボトルのミネラルウォーター)を使用		再調達						
携帯電話	代替品を使用		緊急電話 1 番、2 番は災害優先なのでそれを使用する						
通信電波	復旧を待つ		復旧を待つ						
訪問車	取りに行くことが困難な場合→自転車、徒歩		訪問車の修理復旧						

4) 優先業務の選定

①優先業務:担当している利用者の安否確認を含む訪問業務

②訪問看護業務再開の判断基準:

- ・通常の移動手段か代替策の移動手段の確保の有無。
- ・道路等が倒壊の影響の程度。
- ・訪問看護業務につける職員の人数。
- ・利用者の訪問看護の重要度の程度。
- ・利用者に対して、支援できる家族等の有無。
- ・利用者の居住する地域の被災状況。

③目標復旧時間:可能な限り、訪問看護が必要な利用者に 24 時間以内にサービスを提供する。

5) 災害情報の把握

災害情報収集先	URL など
厚生労働省ホームページ	https://www.mhlw.go.jp/index.html
神奈川県ホームページ	https://www.pref.kanagawa.jp/
鎌倉市ホームページ	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/
藤沢市ホームページ	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/
横浜市ホームページ	https://www.city.yokohama.lg.jp/
日本看護協会ホームページ	https://www.nurse.or.jp/
全国訪問看護事業協会ホームページ	https://www.zenhokan.or.jp/

6) 研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し

(1) 研修・訓練の実施

①職員安否確認訓練・連絡訓練 目的: 災害時に速やかに職員の安否確認、被災状況の確認と連絡ができる。 実施月: 毎年 3 月、9 月 方法: 地震や大雨の特別警報が発出される災害を想定し安否確認と状況の確認を実施する。 web171 と連絡網を使って行う。 ②BCP 内容周知研修 目的: 職員に BCP の内容の周知を図る。 実施月: 毎年11月 方法: カンファレンスの時間などに、BCP の内容の確認を行う。 ③災害時図上訓練・初期対応訓練 目的: 自分が勤める訪問看護ステーションの周辺地域のハザードマップの確認と災害発生時の対応の周知を図る。 実施月: 毎年11月 方法: 職員同士で災害発生時時の対応や地域のハザードマップを確認し、危険個所や避難経路を共有する。

(2) BCP の検証・見直し

毎年 9 月に災害対策委員会を開催し、毎年 1 回 BCP の見直し、内容の検討をする。
--

2. 平常時の対応

1) 人的資源

(1) 指示命令系統の明確化

被災直後から、事業所の所長(川端)が指揮。
事業所所長が不在の場合は、主任(田中)が行う。

(2) 災害別に、事業所内外での避難場所・避難方法

	地震	風水害
第1避難場所	ステーション	ステーション
第2避難場所	玉縄小学校	玉縄小学校

(3) 職員に関して生じる問題の想定

状況	影響のある事項
被災時の勤務状況(事業所勤務・訪問中・休み)が職員ごとに異なる場合	対応が異なる可能性
職員の出勤手段が断絶した場合	出勤困難となる可能性
職員本人や家族が要配慮者・未就学者であり、出勤困難な状況	出勤困難となる可能性
職員の居住地が被災した場合	出勤困難となる可能性
直行直帰ができる職員とできない職員がいる場合	直行直帰の有無で対応が異なる可能性

(4) 緊急連絡(安否確認)の方法

安否確認の方法

- ・通常使用している社内 SNS を使用する。
- ・通信が困難な場合は、電話か web171 で連絡する。

安否確認は以下の場合に実施

- ・地震震度 5 以上の場合
- ・特別警報が出された場合(風水害)
- ・移動手段の断絶(風水害・雪害等)
- ・法人代表か管理者が必要と判断した場合

(5) 職員の参集基準

自宅に訪問車があるもの、自宅に訪問車がないもの、自転車があるもの、徒歩圏のもの、その他区別のもの、いずれの災害も必要なら出勤・出勤。
個人の判断で自家用車使用、自宅の自転車やバイクの使用を認める。それに見合う交通費・手当は支払う。
公共交通機関の使用はやむを得ない場合は可。交通費の支給も行う。

(6) 職員のシフト調整で生じる問題の想定と対応策

① 出勤状況の想定

② 出勤可能者の割合の想定

③ シフト調整の原則

- ・超過勤務・長時間勤務・連日勤務の職員は都度確認し、配慮する。
- ・人員確保が必要な場合は、関係団体や近隣事業所へ看護職員の応援依頼を検討する。

(7) 労務管理で生じる問題の想定と対応策

状況	対応策
出勤停止時の給与保障の内容	給料は勿論支払うが出勤不能の際は在宅ワークで対応、出勤はしないけどオンワーク。
長時間労働の際の支払い	労働基準法に遵守。
災害時に欠勤した場合	安否確認を各々し、行けそうなら行く。スタッフ本人の状況にもよるし職種にもよる。来なくてよいという利用者もいるかもしれない、その場合は有休をとるのもよいが、安否確認を手伝ってもらうなど補助に回ってもらう。所長の指示に従ってもらう。
事業所の人員基準が満たせなくなった場合	常勤換算割れなどの場合は県に相談し、指示を仰ぐ。それなりの措置や猶予期間があるはず。

(8) 労働災害で生じる問題の想定と対応策

- ・雇用の維持・給与の支払い、経営困難になったら解雇の対応
- ・災害を理由に傷病、死亡した場合の対応

2) 物的資源: 建物・移動手段・通信機器・備蓄

ノートパソコンの充電

iPad・iPhone の各自充電

別紙「備品リスト」参照

(1) 建物・設備の安全対策

① 事業所・設備の耐震措置

場所	対応策	備考
キャビネット	耐震突っ張り棒で固定	
本棚	耐震突っ張り棒で固定	
消火器等の設備点検・収納場所	年に1回点検	

② 風水害対策

対象	対応策	備考
訪問車が浸水する危険性	車の移動(パチンコ屋に助けを求める等)	移動をするため 会社に置いて帰る場合、車の鍵は必ず事務所に置いていってもらう。
訪問車が浸水する危険性、各自駐車場	各自駐車場が浸水するかなど確認	
訪問車に給油できなくなる危険性	ガソリンは常に半分以上に保つ	

(2) 電気が止まった場合の対策

① 代替策

乾電池、充電器の準備

(3) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

飲料水を備蓄

② 生活用水

期限切れの飲料水(2リットル18本)を生活用水として備蓄

(4) 移動手段が使用できなくなった場合の対策

移動手段が自動車の場合

- ・社用車が使用できなくなった場合は、自家用車や自転車・バイクの使用を認める。
- ・ガソリンは、常時半分以下にしないようにしておく。

移動手段が自転車の場合

- ・雪害により、自転車の使用ができない場合は、公共交通機関の使用を認める。
- (交通費の支払いは、使用後、経費精算申請を行う)

(5) 通信が麻痺した場合の対策

安否確認の方法

- ・通常使用している社内 SNS を使用する。
- ・通信が困難な場合は、電話か web171 で連絡する。

(6) システムが停止した場合の対策

- ・データ保存にクラウドを利用する

(7) 必要品の備蓄

別紙「備品リスト」参照

(8) 業者連絡先一覧

	名称	連絡先	備考
--	----	-----	----

テナント大家	田中利彦	0467445756	同一建物 3 階に居住
テナント管理会社	臼井不動産	0468373366	事務所テナントと事務所前駐車場
駐車場管理会社	長嶋不動産	0467463588	跨線橋下
	徳増不動産	0467464529	砂利
	明治サービス	0467431141	裏駐
	マルエイハウジング	0458952100	事務所並び
カナミック		0357983955	訪問スケジュール・請求管理ソフト
	カナミックシステム	05053065209	
FAX 複合機	ラディックス	08044184641 0120775779	担当:大川
電気	NTT 東日本	0120002992	
ハルエネ電気	ハルエネ	0570001296	ハルエネ電気
水道	鎌倉水道局	0467226200	

3)財務資源

3～4 か月は大丈夫としておく。

(1)資金手当て

災害に備えた資金手当て(火災保険など)
地震・火災保険加入済。

4)情報資源

(1)職員の連絡先一覧の作成

災害係作成の連絡網と事務作成の携帯電話表を利用。必要に応じて代表管理の職員連絡先表を利用。

(2)利用者の連絡先一覧の作成

「BCP 緊急連絡先一覧」を参照。

5)利用者(BCP の視点からみると顧客)

(1)利用者に関して生じる問題の想定と対応策

状況	対応策
----	-----

利用者の安否確認ができない可能性 安否確認方法が煩雑になる可能性 サービス関係者が重複して行う可能性	事前に利用者ごとに看護・リハビリテーションで取り決めを話し合っておく。
利用者が自力で生活する必要がある	自立して生活できる仕組みの調整、近隣の地域住民等への協力の依頼、福祉避難所などへの入所の可能性を検討しておく。
利用者に平常時と同様に訪問ができなくなる可能性	契約時や契約書において、事前に説明しておく。
時間経過によって、利用者の所在が変化する可能性	経時的に利用者の把握をする必要がある。
利用者の減少の可能性	新規利用者の獲得をする必要がある。
事業所の人員基準が満たせなくなった場合	過去の災害では、人員基準が満たせなくなった場合でも、所在地域の事業指定の担当部署に相談することで、事業運営が対応可能となった事例があったため、相談する。

(2) 利用者の安否確認方法の検討、生活し続けられる状況の構築・個別支援計画の作成

利用者の安否確認方法を検討しておく。

3日以上自立して生活できる仕組みの調整(食事・内服・医療ケア資材など)を行う。

人工呼吸器、在宅酸素、人工肛門、人工透析、血糖測定、インシュリン注射、CVポート、経管栄養、吸引などを行っている利用者等は、個別支援計画を作成する。

福祉避難所等への入所の可能性も視野に入れ、開設者等の確認も行う。

※利用者個々の災害対策は、防災マニュアル等で取り決めておきましょう。

(3) 災害時の訪問看護サービスの取り扱いの契約時の説明

災害時の事業者としての対応について、契約書に文言を入れてあるので、利用者へ説明し了承を得る。

(4) 被災後の新規利用者の獲得のための対応策

【新規利用者受け入れの判断基準】

自事業所の職員の安全の確保ができた上で、新規受け入れの検討をする。

勤務可能な職員数より訪問サービス数が減少した場合や1月あたりの支出を下回る訪問サービスの提供数の場合は、受け入れの判断を行う。

【新規利用者受け入れ元】

・ケアマネジャーへの連絡、病院等への連絡

・玉縄小学校(避難所)

※避難所で応急処置をした場合は、別紙の「新規訪問記録用紙」に記載し署名をいただく。

「新規訪問記録用紙」は事前に訪問バックにいれておく。

3. 緊急時～復旧における事業継続にむけた対応

1) 体制

(1) BCP 発動基準

【地震】 ・震度 5 以上の地震が発生したとき。
【水害】 ・大雨特別警報(土砂災害)、暴風特別警報、大津波特別警報が発表されたとき。
【その他】 ・職員の出勤の状況や、移動手段の断絶状況を勘案して、事業所所長が必要と認めた場合。

(2) 緊急時体制の決定

管理者	代替者①	代替者②
所長:川端可奈子	主任:田中裕佳	中井川晃、長岡誠仁、安藤秀之、新館あき穂
検討メンバー	会議名称	開催タイミング
所長・主任・リーダー	災害・事業継続対策会議	災害発生直後 毎週月曜8時半～(1 時間)、もしくは適宜

(3) 災害時対応体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
災害時対応本部	所長(責任者)	川端可奈子	災害対応全般について一切の指揮を行う。
情報チーム	代表	長岡誠仁	行政や職能団体等と連絡を取り、正しい情報の収集、責任者に報告する。
利用者情報確認チーム	主任	田中裕佳	利用者の情報を整理し、安否確認等の訪問業務に備える。
物資調達チーム	事務	勝原奈津江	備蓄品や衛生資材等の不足、破損物の修理復旧対応をする。

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
訪問看護ステーションはびけあ鎌倉	避難所:玉縄小学校	避難所:玉縄中学校

(5)重要業務の継続

- ① 自事業所の職員の命を守る行動最重要業務
 ② 被災後 6 時間以内に、事業運営体制が安全に機能するか確認
 ・体制:指揮系統確立・周辺被災状況
 ・人的資源:職員の勤務可能状況
 ・物的資源:建物・移動手段・情報収集共有手段の状況
 ③ 被災後 24 時間以内に、利用者の安否確認 利用者の訪問優先順位の決定
 ④ 被災後 72 時間以内に、安否確認をはじめとする訪問看護業務の再開(訪問・電話確認・連絡調整・記録等)

	発災直後	6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日	発災後 1 か月
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水	復旧	
業務基準	職員の安全確保が最優先業務	被災状況の把握				
職員安否確認	安否確認					
被災状況の情報収集	被災状況の情報収集					
利用者安否確認	命に関わる状態(人工呼吸器の使用、腹膜透析等)の利用者や独居の利用者で連絡が取れない者を優先的に実施					
訪問の再開		必要な訪問のみ再開	被災した利用者の対応			新規の利用者の対応

2) 人的資源

(1) 安否確認と参集

① 職員の安否確認の実施

「スタッフ安否確認シート」を作成しておき、災害時はそれに沿って確認していく。

② 職員の参集

参集基準に沿って参集の有無を決定し、参集を求めるスタッフに連絡をする。

(2) 避難場所・避難方法の決定

	場所	備考
第1避難場所	訪問看護ステーションはぴけあ鎌倉	
第2避難場所	玉縄小学校	
第3避難場所	玉縄中学校	

(3) 職員の管理

① 出勤状況を確認する。

・「スタッフ連絡先一覧」を参照

② 勤務シフト

・「クロジカ」を参照

③ 休憩・宿泊場所

災害発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
訪問看護ステーションはぴけあ鎌倉	訪問看護ステーションはぴけあ鎌倉

3) 物的資源

(1) 建物等の破損個所の確認

(2) 通常の移動手段の状況の確認、代替案の選択、復旧対応案の検討

(3) 通信手段の状況の確認、代替案の選択、復旧対応案の検討

(4) 備蓄品の状況の確認、代替案の選択、確保対応案の検討

(5) 訪問看護ステーションの復旧における業者との連絡・対応

4)財務資源

代表が状況を確認する。

5)情報資源

(1)職員情報の更新

(2)利用者情報の更新

- ・カナミック参照

(3)事業所情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

- ・適宜事業所の運営状況を Fax で関係事業所に送る。

6)利用者(BCP の視点からみると顧客)

(1)利用者の安否確認

- ・別紙参照

(2) 新規利用者の受け入れ

- ・受け入れられる状況であれば、誰でも受け入れていく。

- ・別紙「新規訪問記録用紙」を参照

4. 地域・他組織との連携

1)地域の連携体制の構築

(1)地域多職種連携のネットワークの役割の確認とネットワークづくり

- ・看護連絡協議会資料を参照

(2)訪問看護部会・職能団体等の役割の確認とネットワークづくり

- ・地域の活動へ積極的に参加していく。

(3)利用者をめぐる関係者の役割の確認とネットワークづくり

- ・本人、ご家族と確認しておく。
- ・サービス担当者会議で関係事業所と連携体制を確認する。

(4)緊急時にネットワークを生かした対応

- ・地域全体で作成される BCP の発動状況の確認
- ・行政・訪問看護ネットワーク・多職種ネットワーク等の情報共有と情報発信
- ・自事業所としての活動の確認

2) 受援体制の整備

(1) 事前準備

- ・緊急時に支援を自ら発信する体制を構築し、支援を受けやすい体制を整備する。
- ・補助金等の申請の補助代行業務等を協力して行う。

(2) 利用者情報の整理・職員情報の整理

平時から利用者・職員情報等を整理し、援助を受ける際に情報提供できるようにしておく。

(3) 地域への災害支援

- ・地域住民に対する支援
- ・福祉避難所への支援(訪問看護ステーションの近隣の福祉避難所を把握し開設者の確認をしておく)
- ・訪問範囲地域の避難所への支援
- ・他事業所への支援
- ・行政機関への支援 等

